

令和7年第1回春日井市議会定例会提出議案目次〔Ⅱ〕

議案番号	議 題	
第5号議案	令和7年度春日井市一般会計予算……………	2
第6号議案	令和7年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算…	15
第7号議案	令和7年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算……………	17
第8号議案	令和7年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	21
第9号議案	令和7年度春日井市介護保険事業特別会計予算……………	24
第10号議案	令和7年度春日井市民家防音事業特別会計予算……………	28
第11号議案	令和7年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業 特別会計予算……………	30
第12号議案	令和7年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算……………	32
第13号議案	令和7年度春日井市春日井市民病院事業会計予算……………	34
第14号議案	令和7年度春日井市水道事業会計予算……………	38
第15号議案	令和7年度春日井市公共下水道事業会計予算……………	42

第5号議案

令和7年度春日井市一般会計予算

令和7年度春日井市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ134,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月14日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		55,033,000
	1 市 民 税	23,932,000
	2 固 定 資 産 税	22,324,000
	3 軽 自 動 車 税	751,000
	4 市 た ば こ 税	1,770,000
	5 事 業 所 税	1,873,000
	6 都 市 計 画 税	4,383,000
2 地 方 譲 与 税		746,300
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	170,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	530,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	41,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	5,300
3 利 子 割 交 付 金		34,000
	1 利 子 割 交 付 金	34,000
4 配 当 割 交 付 金		515,000
	1 配 当 割 交 付 金	515,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		560,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	560,000

款	項	金額
6 法人事業税交付金		950,000
	1 法人事業税交付金	950,000
7 地方消費税交付金 事 項		8,010,000
	1 地方消費税交付金	8,010,000
8 ゴルフ場利用税交付金		37,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	37,000
9 環境性能割交付金		214,000
	1 環境性能割交付金	214,000
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		150,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	150,000
11 地方特例交付金		418,100
	1 地方特例交付金	395,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	23,100
12 地方交付税		4,080,000
	1 地方交付税	4,080,000
13 交通安全対策特別交付金		41,500
	1 交通安全対策特別交付金	41,500
14 分担金及び負担金		801,460
	1 負担金	801,460

款	項	金額
15 使用料及び手数料		1,552,866
	1 使用料	797,481
	2 手数料	755,385
16 国庫支出金		27,459,179
	1 国庫負担金	17,976,145
	2 国庫補助金	9,413,127
	3 国庫委託金	69,907
17 県支出金		9,549,224
	1 県負担金	6,157,093
	2 県補助金	2,475,022
	3 県委託金	917,109
18 財産収入		4,157,294
	1 財産運用収入	189,689
	2 財産売却収入	3,967,605
19 寄附金		633,400
	1 寄附金	633,400
20 繰入金		3,293,073
	1 繰入金	3,293,073
21 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
22 諸 収 入		3,989,003
	1 延滞金、加算金及び過料	32,001
	2 市 預 金 利 子	5,942
	3 貸 付 金 元 利 収 入	897,541
	4 受 託 事 業 収 入	220,294
	5 雑 入	2,833,225
23 市 債		11,875,600
	1 市 債	11,875,600
歳 入 合 計		134,100,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		464,466
	1 議 会 費	464,466
2 総 務 費		15,019,095
	1 総 務 管 理 費	12,615,852
	2 徴 税 費	1,095,880
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	791,087
	4 選 挙 費	158,785
	5 統 計 調 査 費	283,214
	6 監 査 委 員 費	74,277
3 民 生 費		58,771,390
	1 社 会 福 祉 費	31,363,713
	2 児 童 福 祉 費	21,504,240
	3 生 活 保 護 費	5,902,831
	4 災 害 救 助 費	606
4 衛 生 費		19,911,314
	1 保 健 衛 生 費	5,526,632
	2 環 境 対 策 費	319,757
	3 清 掃 費	14,038,983
	4 上 水 道 費	25,942

款	項	金額
5 労働費		11,500
	1 労働費	11,500
6 農林水産業費		353,618
	1 農業費	295,025
	2 林業費	58,593
7 商工費		2,212,589
	1 商工費	2,212,589
8 土木費		14,337,960
	1 土木管理費	1,043,858
	2 道路橋りょう費	1,889,118
	3 河川費	792,973
	4 都市計画費	10,308,982
	5 住宅費	303,029
9 消防費		2,762,160
	1 消防費	2,762,160
10 教育費		12,213,344
	1 教育総務費	2,162,271
	2 小学校費	2,167,841
	3 中学校費	1,174,579
	4 社会教育費	3,127,022

款	項	金額
	5 学 校 給 食 費	3,581,631
11 公 債 費		7,992,564
	1 公 債 費	7,992,564
12 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		134,100,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
総務費	総務管理費	本庁舎東基幹的 防災倉庫整備工事	85,000	7	40,000
				8	45,000
土木費	都市計画費	高蔵寺駅北口等 駅前広場実 業施設計業務	156,000	7	126,000
				8	30,000
		都市計画道路 3・4・237 東山大泉寺線 道路整備工事	277,000	7	18,000
				8	191,000
				9	68,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
教 育 費	小 学 校 費	柏原小学校校舎等 リニューアル工事 設計業務	83,000	7	22,000
				8	61,000
		高座小学校校舎等 リニューアル工事 設計業務	83,000	7	22,000
				8	61,000
	学 校 給 食 費	東部第1調理場 蒸気配管改修 (第2期)工事	14,000	7	5,600
				8	8,400

第 3 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公 用 車 (議 長 車) 借 上	令和8年度 ~ 令和13年度	10,000
広 報 春 日 井 配 布 業 務	令和8年度 ~ 令和10年度	162,000
次世代高度情報通信ネットワーク 設備整備事業負担金	令和8年度	4,600
令和8年度市民税・県民税 ・森林環境税当初賦課業務	令和8年度	5,100

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度市民税・県民税 ・森林環境税普通徴収 納税通知書印刷等業務	令和8年度	5,700
令和8年度市民税・県民税 ・森林環境税特別徴収 税額決定通知書印刷等業務	令和8年度	8,200
令和8年度軽自動車税 (種別割)納税通知書作成等業務	令和8年度	1,900
令和8年度市税務 督促状等印刷業務	令和8年度	1,500
(仮称)総合福祉 計画策定等業務	令和8年度	1,900
乳児家庭全戸訪問事業	令和8年度 ~ 令和9年度	7,200
令和8年度がん検診等 受診券作成業務	令和8年度	13,400
ごみ収集車両整備	令和8年度	23,000
ごみ運搬車両整備	令和8年度 ~ 令和9年度	31,000
し尿収集車両整備	令和8年度	12,000
ふるさと納税業務	令和8年度 ~ 令和9年度	寄附金額に一定 の割合を乗じた 額
小中学校教育用コンピュータ 機器等撤去等業務	令和8年度	26,500

事 項	期 間	限 度 額
中部中学校仮設校舎監理業務	令和8年度	9,400
中部中学校仮設校舎借上	令和8年度 ～ 令和11年度	226,000
中部中学校増築校舎借上	令和8年度 ～ 令和12年度	526,200
学校給食配送業務（稲口）	令和8年度 ～ 令和10年度	132,100
学校給食配送業務 （東部第1・東部第2）	令和8年度 ～ 令和10年度	430,200
学校給食配送業務 （アレルギー対応食）	令和8年度 ～ 令和10年度	94,800
西部地区新調理場 整備・運営事業	令和8年度 ～ 令和25年度	12,004,000千円に 金利変動及び物 価変動等による 増減額を加算し た額

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債	庁舎等整備事業	124,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
民生債	社会福祉施設整備事業	28,600			
	児童福祉施設整備事業	241,600			
衛生債	清掃施設整備事業	4,802,700			
農林債	農業施設等整備事業	48,000			
土木債	道路橋りょう整備事業	1,024,000			
	河川整備事業	346,500			
	都市計画事業	4,226,900			
	住宅施設整備事業	75,400			
消防債	消防施設整備事業	67,600			
教育債	義務教育施設整備事業	371,300			
	社会教育施設整備事業	379,500			
	学校給食施設整備事業	138,800			

第6号議案

令和7年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和7年度春日井市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,873千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月14日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		2,442
	1 基 金 預 金 利 子	2,442
2 繰 入 金		78,431
	1 繰 入 金	78,431
歳 入 合 計		80,873

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		80,873
	1 公 債 費	80,873
歳 出 合 計		80,873

第7号議案

令和7年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度春日井市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,855,162千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年2月14日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,181,476
	1 国民健康保険税	5,181,476
2 国庫支出金		25,784
	1 国庫補助金	25,784
3 県支出金		17,162,113
	1 県補助金	17,162,113
4 繰入金		2,437,449
	1 一般会計繰入金	2,230,779
	2 基金繰入金	206,670
5 財産収入		3,225
	1 財産運用収入	3,225
6 諸収入		45,115
	1 延滞金、加算金及び過料	18,743
	2 雑収入	26,372
歳入合計		24,855,162

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		114,205
	1 総務管理費	114,205
2 保険給付費		16,863,551
	1 療養諸費	16,863,551
3 国民健康保険事業費納付金		7,630,121
	1 医療給付費分	5,257,602
	2 後期高齢者支援金等分	1,743,443
	3 介護納付金分	629,076
4 保健事業費		199,060
	1 保健事業費	49,300
	2 特定健康診査等事業費	149,760
5 基金積立金		3,225
	1 基金積立金	3,225
6 諸支出金		45,000
	1 償還金及び還付加算金	45,000
歳出合計		24,855,162

第 2 表 債務負擔行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和 8 年度国民健康保険税 納税通知書作成等業務	令和 8 年度	9,692

第8号議案

令和7年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和7年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,723,326千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月14日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		5,679,895
	1 後期高齢者医療保険料	5,679,895
2 国庫支出金		15,620
	1 国庫補助金	15,620
3 繰入金		1,017,010
	1 一般会計繰入金	1,017,010
4 諸収入		10,801
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	10,800
歳入合計		6,723,326

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		60,485
	1 総務管理費	47,185
	2 徴収費	13,300
2 後期高齢者医療金 （広域連合納付）		6,652,041
	1 後期高齢者医療金 （広域連合納付）	6,652,041
3 諸支出金		10,800
	1 償還金及び還付加算金	10,800
歳出合計		6,723,326

第9号議案

令和7年度春日井市介護保険事業特別会計予算

令和7年度春日井市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,828,044千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月14日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		5,158,761
	1 介 護 保 険 料	5,158,761
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,730
	1 手 数 料	1,730
3 国 庫 支 出 金		5,466,624
	1 国 庫 負 担 金	4,359,303
	2 国 庫 補 助 金	1,107,321
4 支 払 基 金 交 付 金		6,560,183
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,560,183
5 県 支 出 金		3,401,220
	1 県 負 担 金	3,294,968
	2 県 補 助 金	106,252
6 繰 入 金		4,220,640
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,518,024
	2 基 金 繰 入 金	702,616
7 財 産 収 入		9,240
	1 財 産 運 用 収 入	9,240

款	項	金 額
8 諸 收 入		9,646
	1 雜 入	9,646
歲 入 合 計		24,828,044

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		253,767
	1 総務管理費	27,255
	2 徴収費	15,624
	3 要介護認定費	210,888
2 保険給付費		23,554,037
	1 保険給付費	23,554,037
3 基金積立金		9,240
	1 基金積立金	9,240
4 地域支援事業費		777,902
	1 包括的支援等事業費	64,416
	2 介護予防・日常生活支援 総合事業費	713,486
5 保健福祉事業費		75,740
	1 保健福祉事業費	75,740
6 諸支出金		157,358
	1 償還金	20,000
	2 繰出金	137,358
歳出合計		24,828,044

第10号議案

令和7年度春日井市民家防音事業特別会計予算

令和7年度春日井市の民家防音事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,644千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月14日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		4,786
	1 県 補 助 金	4,786
2 繰 入 金		17,858
	1 繰 入 金	17,858
歳 入 合 計		22,644

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 民 家 防 音 事 業 費		22,644
	1 民 家 防 音 事 業 費	22,644
歳 出 合 計		22,644

第 11 号議案

令和 7 年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計予算

令和 7 年度春日井市の春日井インター北企業用地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,420 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 14 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		8,420
	1 繰 入 金	8,420
歳 入 合 計		8,420

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		656
	1 総 務 管 理 費	656
2 事 業 費		7,500
	1 事 業 費	7,500
3 公 債 費		264
	1 公 債 費	264
歳 出 合 計		8,420

第 12 号議案

令和 7 年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算

令和 7 年度春日井市の潮見坂平和公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160,985千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 14 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		68,889
	1 使 用 料	59,556
	2 手 数 料	9,333
2 諸 収 入		2,242
	1 基 金 預 金 利 子	1,634
	2 雑 入	608
3 繰 入 金		89,854
	1 一 般 会 計 繰 入 金	14,433
	2 基 金 繰 入 金	75,421
歳 入 合 計		160,985

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		148,985
	1 総 務 管 理 費	148,985
2 墓 園 事 業 費		12,000
	1 墓 地 築 造 事 業 費	12,000
歳 出 合 計		160,985

第13号議案

令和7年度春日井市春日井市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度春日井市春日井市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	
一 般 病 床	552床
感 染 症 病 床	6床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院 患 者 数	177,390人
外 来 患 者 数	324,280人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院 患 者 数	486人
外 来 患 者 数	1,340人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
施 設 整 備 費	1千円
資 産 整 備 費	528,740千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	22,255,265千円
第1項 医業収益	21,383,670千円
第2項 医業外収益	871,592千円
第3項 特別利益	3千円

支 出

第1款 病院事業費用	22,255,265千円
第1項 医業費用	21,591,084千円
第2項 医業外費用	664,178千円
第3項 特別損失	3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,709,295千円は、過年度分損益勘定留保資金1,707,686千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,609千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	299,241千円
第1項 出資金	299,240千円
第2項 その他資本的収入	1千円

支 出

第1款 資本的支出	2,008,536千円
第1項 建設改良費	528,741千円
第2項 償還金	1,048,595千円
第3項 投資	431,200千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
収益的 支出	医業 費用	市民病院 病棟エレベータ 11～13号機修繕	154,000	7	24,200
				8	129,800

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,736,970千円

(2) 交際費 220千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債に係る利子補給等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、527,151千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,922,400千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	人工関節置換術ロボティックアーム手術支援システム	一 式
器 械 備 品	フラットディテクタ搭載泌尿器専用デジタルX線TV装置	一 式
器 械 備 品	術中ナビゲーションシステム	一 式
器 械 備 品	超広角走査型レーザー検眼鏡	一 式

令和7年2月14日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第14号議案

令和7年度春日井市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度春日井市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	303,830人
(2) 給 水 栓 数	137,060栓
(3) 年 間 総 配 水 量	34,040,000m ³
(4) 一 日 平 均 配 水 量	93,260m ³
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
管 路 耐 震 化 整 備	1,214,957千円
上水道施設中央監視設備更新	959,112千円
東山ポンプ場整備	456,500千円
神屋西配水場更新整備	176,550千円
桃山配水場更新整備	110,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	6,020,916千円
第1項 営業収益	4,974,390千円
第2項 営業外収益	1,046,524千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 水道事業費用	5,633,199千円
第1項 営業費用	5,610,322千円
第2項 営業外費用	14,077千円
第3項 特別損失	3,300千円
第4項 予備費	5,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,667,171千円は、過年度分損益勘定留保資金2,058,834千円、建設改良積立金302,626千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額305,711千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,550,877千円
第1項 企業債	1,088,600千円
第2項 負担金	15,000千円
第3項 固定資産売却代金	1千円
第4項 工事収入	447,275千円
第5項 分担金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	4,218,048千円
第1項 建設改良費	3,964,171千円
第2項 企業債償還金	253,877千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	神屋中配水場 更新整備	368,500	7	38,500
				8	330,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
水道料金等納入通知書等 作成業務	令和8年度	12,210

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の 目的	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
水道 事業	1,088,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率）	政府その他の金融 機関の資金について は、その融資条件に よる。ただし、財政 の都合により据置期 限及び償還期限を短 縮若しくは繰上償還 又は低利に借り換え ることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 464,208千円

(他会計からの補助金)

第11条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,192千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、52,648千円と定める。

令和7年2月14日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第15号議案

令和7年度春日井市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度春日井市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	77,730戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	26,692,000m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	73,129m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
西部第一・第二地区雨水管渠等整備事業	3,272,659千円
上条地区管渠整備事業	665,463千円
ポンプ場施設耐震化・改築事業	631,200千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	7,499,869千円
第1項 営業収益	4,695,781千円
第2項 営業外収益	2,804,087千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 下水道事業費用	7,137,109千円
第1項 営業費用	6,633,293千円
第2項 営業外費用	478,516千円
第3項 特別損失	3,300千円
第4項 予備費	22,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,429,138千円は、当年度分損益勘定留保資金2,248,052千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,940千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額152,146千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	6,683,781千円
第1項 企業債	5,068,400千円
第2項 出資金	123,348千円
第3項 補助金	1,136,058千円
第4項 負担金	355,975千円

支 出

第1款 資本的支出	9,112,919千円
第1項 建設改良費	5,820,072千円
第2項 企業債償還金	3,292,847千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額		
資本的 支出	建設 改良費	下屋敷調整池 整備事業	1,034,000	7	264,000		
				8	550,000		
				9	220,000		
		南部污水22号幹線 整備事業	16,412,300	7	0		
				8	86,710		
				9	734,760		
				10	2,079,570		
				11	2,164,420		
				12	2,449,060		
				13	1,695,980		
				14	874,260		
				15	2,435,540		
				16	1,371,560		
				17	1,836,740		
				18	579,720		
				19	103,980		
				勝西浄化センター 改築事業	687,600	7	206,000
						8	481,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	5,068,400	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 559,394千円

(他会計からの補助金)

第10条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,367千円である。

令和7年2月14日提出

春日井市長 石 黒 直 樹